商品概要説明書

ＩＢスーパー定期貯金（単利型）

（2025 年４月１日現在）

１．商品名	○ＩＢスーパー定期貯金（単利型）
２．販売対象	○個人の方。
３．期　間	○定型方式……１か月、３か月、６か月、１年、２年、３年、４年、５年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いのみとなります。
４．預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 ○一括預入 ○１円以上 ○１円単位
５．払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税　　金 （5）金利情報の入手方法	 ○預入時の店頭表示利率に０．１００％を上乗せし、満期日まで適用します。 ※金利情勢により上乗せ利率を変更させていただく場合があります。 ○自動継続後の適用利率は継続日当日の預入期間別のスーパー定期貯金の店頭表示金利となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○預入期間２年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ○預入期間２年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ○付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※ の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭及びホームページに表示しています。 ○自動継続時の金利は店頭またはホームページにてご確認ください。
７．手数料	―――
８．付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年０．５％を上乗せした利率） ○預入期間２年のものは中間利息を定期貯金とすることができます。 ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いはできません。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
９．中途解約時の取扱い	**○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **（1）預入期間を、１か月、３か月、６か月、１年、２年の定型方式とした場合** **①６か月未満　……　解約日における普通貯金利率** **②６か月以上１年未満　…　約定利率×50%** **③１年以上２年未満　……　約定利率×70%** **（2）預入期間を、３年の定型方式とした場合** **①６か月未満　……　解約日における普通貯金利率** **②６か月以上１年未満　……　約定利率×40%** **③１年以上１年６か月未満　…　約定利率×50%**

	④１年６か月以上２年未満　…　約定利率×60% **⑤２年以上２年６か月未満　…　約定利率×70%** **⑥２年６か月以上３年未満　…　約定利率×90%** **（３）預入期間を、４年の定型方式とした場合** **①６か月未満　……　解約日における普通貯金利率** **②６か月以上１年未満　……　約定利率×40%** **③１年以上１年６か月未満　…　約定利率×50%** **④１年６か月以上２年未満　…　約定利率×60%** **⑤２年以上２年６か月未満　…　約定利率×70%** **⑥２年６か月以上３年未満　…　約定利率×80%** **⑦３年以上４年未満　……　約定利率×90%** **（４）預入期間を、５年の定型方式とした場合** **①６か月未満　……　解約日における普通貯金利率** **②６か月以上１年未満　……　約定利率×30%** **③１年以上１年６か月未満　…　約定利率×40%** **④１年６か月以上２年未満　…　約定利率×50%** **⑤２年以上２年６か月未満　…　約定利率×60%** **⑥２年６か月以上３年未満　…　約定利率×70%** **⑦３年以上４年未満　……　約定利率×80%** **⑧４年以上５年未満　……　約定利率×90%** **○中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から精算します。**
10. 貯金保険制度（公的制度）	**○保護対象** **当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または苦情等受付窓口（電話：０５５－９５７－８０２８）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ苦情等受付窓口またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○通帳式のみの取扱いとなります（総合口座通帳含む）。 ○満期解約予約については、総合口座通帳のみの取扱いとなります。 ○なお、一部の定期貯金については、満期解約予約の取扱いができません。 ※「満期解約予約ができない一部の定期貯金」とは、メリットツーの基準明細の受入れがある口座に設定されている全ての定期貯金が対象となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡふじ伊豆